

北区食品ロス削減推進計画(案)

令和3年(2021年)7月



東京都北区

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の主旨と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 食品ロスの現状と課題

- 1 食品ロスの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 北区の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 北区の主な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画の目指す姿と削減目標

- 1 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 食品ロスの削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 推進施策

- 1 求められる役割と行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 基本的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第5章 計画の推進体制及び進行管理

- 1 推進体制及び進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

参考資料

- 1 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 東京都北区食品ロス削減推進計画策定検討会設置要綱・・・・・・・・ 16
- 3 関係法令等(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の主旨と目的

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生しています。一方で、その多くの食料を輸入に依存していること、世界では人口が急増し、飢えや栄養不良で苦しむ多くの人々がいること、廃棄物の処理に多額の費用がかかっていること等を考慮すると、食品ロスの削減は喫緊の課題です。また、平成27(2015)年9月25日の国際連合総会において採択されたSDGs²の「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」では、食品ロスの減少が重要な柱として位置付けられ、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制効果も期待されています。

こうした現状を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元(2019)年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「法」という。)が成立しました。法第11条に基づき、国において「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本的な方針」という。)が令和2(2020)年3月31日に閣議決定されました。区市町村は、法第13条第1項において、基本的な方針と都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、区域内における食品ロス削減推進計画を定めるように努めなければならないとされています。また、法第13条第2項では、計画を定めるに当たっては、一般廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって、食品ロスの削減の推進に関する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならないとされています。

一方、北区では、令和2(2020)年3月策定の「北区一般廃棄物処理基本計画2020」の3つの基本方針³のうちの一つである「方針2 さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します」の中で、生ごみの減量と食品ロスの削減を重点事業として位置付け、削減への各種取り組みを推進していくとしています。

こうした状況を受け「北区食品ロス削減推進計画」を策定し、北区における食品ロスの削減に向けて取り組みを着実に推進していくものです。

1 「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと(食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。)

2 SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

3 「方針1 区民・事業者・区の協働による3Rを推進します」、「方針2 さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します」、「方針3 安全で安心なごみの適正処理を推進します」のこと。

2 計画の位置付け

本計画は、法第 11 条の規定に基づく国が定める基本的な方針と、同法第 12 条第 1 項の規定に基づく、東京都食品ロス削減推進計画を踏まえ、同法第 13 条第 1 項の規定に基づく計画として、北区における取り組みを着実に推進するために策定するものです。

また、同法第 13 条第 2 項の規定に基づく、本計画は、「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」や「北区食育推進計画」、「北区教育ビジョン」等、各種計画と調和が保たれたものとなります。

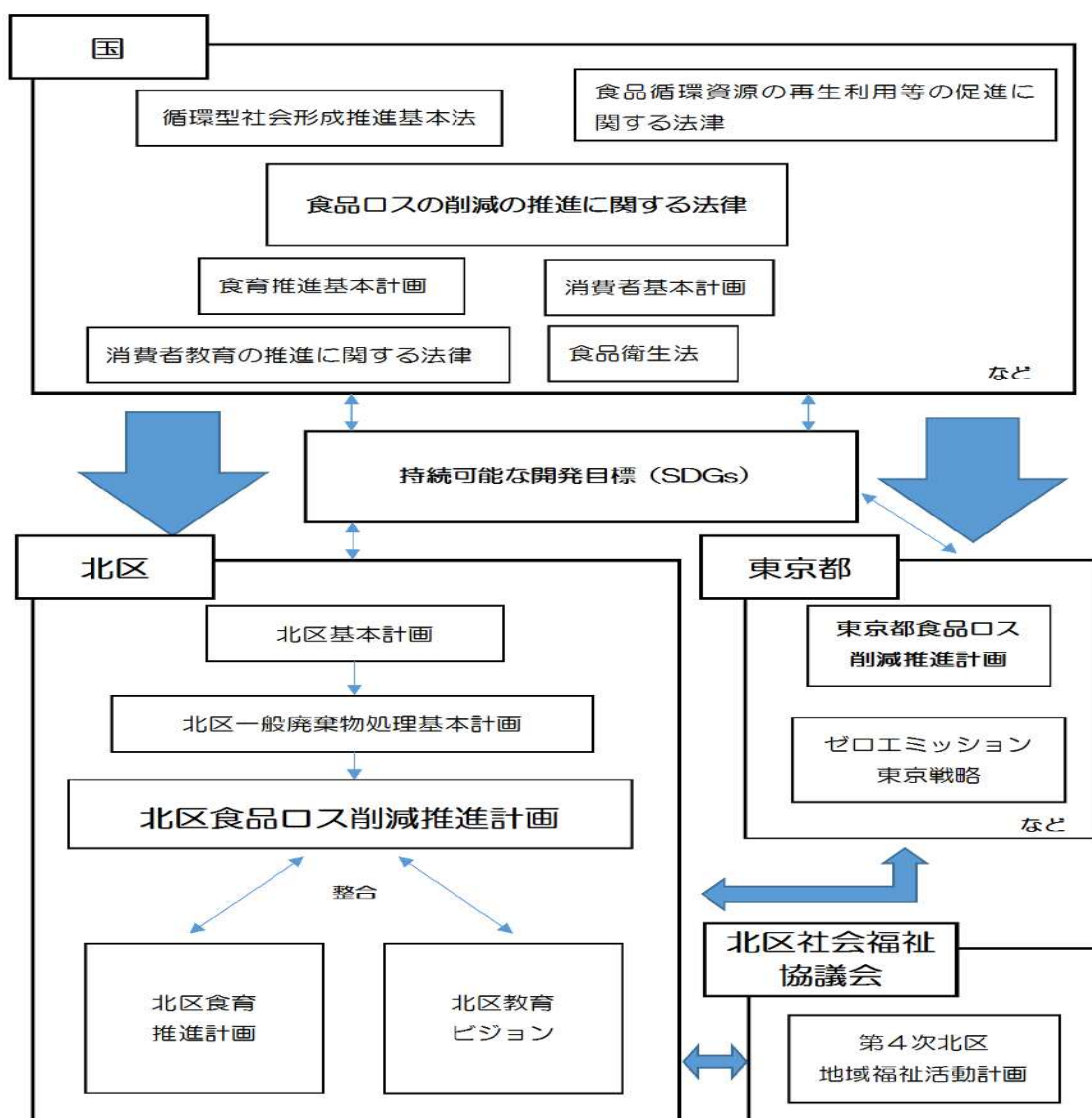


図1 本計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年10月から令和9年3月までとします。なお、食品ロスを取り巻く状況の変化や施策の実施状況、また、計画策定の諸条件や社会情勢等の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの現状

食品ロスの発生量は、国全体で612万トン⁴と推計され、国民1人あたり1日約132g発生しています。これは、国連世界食糧計画（WFP）による令和元（2019）年の食料援助量約420万トン⁵の1.5倍に相当します。

発生量の内訳は、家庭系食品ロスが284万トン⁴、事業系食品ロスが328万トン⁴と推計されています。また、事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割⁴を占めています。

東京都においては、年間約51万トン⁶の食品ロスが発生しています。都は、これまで「持続可能な資源利用」に向けた事業者とのモデル事業や各種イベントの開催等、食品ロス削減に向けて取り組んでいます。また、都は令和元（2019）年12月に策定した『『未来の東京』戦略ビジョン』で、「2030年度までに2000年度比（約76万トン）食品ロス半減」という目標を掲げ、同時に発表した2050年にCO₂排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」において、その実現に向けたビジョンの中で、「2050年までに食品ロス実質ゼロ」という新たな目標を掲げました。

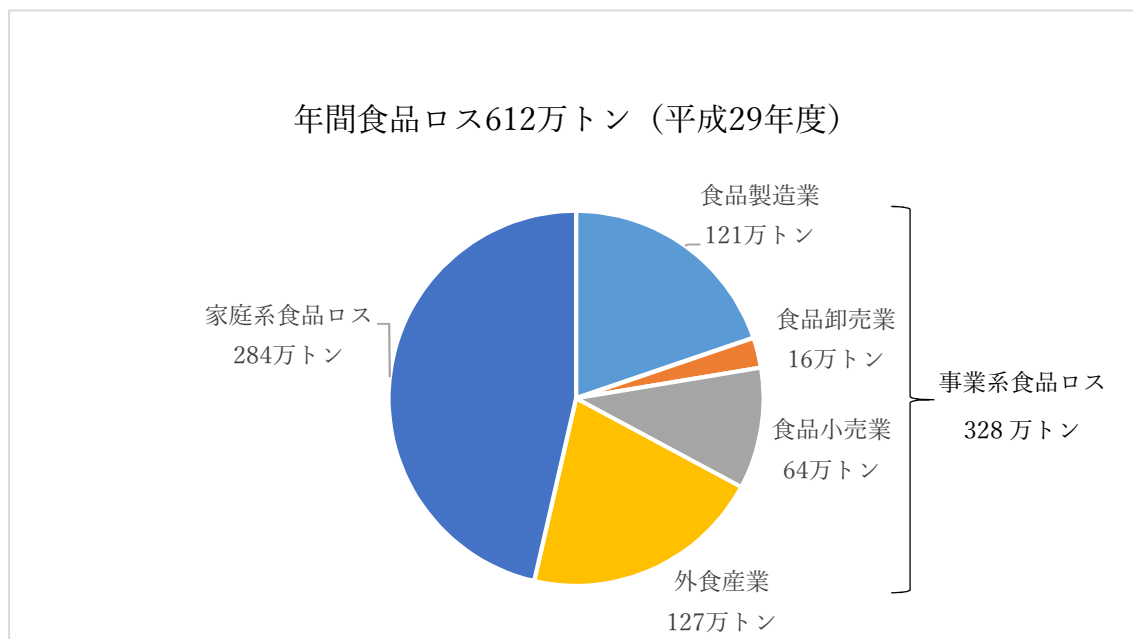


図2 日本の食品ロスの内訳（農林水産省、環境省）

4 農林水産省及び環境省による推計（平成29年度推計）

5 国連世界食糧計画（WFP）2019年実績

6 東京都による推計（平成29年度）

2 北区の現状と課題

3R⁷の中でも特にごみ減量の効果が高い2R（リデュース、リユース）の推進へ施策の重点化を行った結果、北区の区民1人1日あたりのごみ排出量⁸及び区民1人1日あたりのごみ総排出量⁹は着実に減少しており、平成30（2018）年度における区民1人1日あたりのごみ排出量は660g、区民1人1日あたりのごみ総排出量は804gでした。

区民1人1日あたりのごみ総排出量及び区民1人1日あたりのごみ排出量はともに全国平均・特別区平均を下回っていますが、北区一般廃棄物処理基本計画2020で掲げるごみ減量の目標「令和11年度に1人1日あたりのごみ総排出量700g、区民1人1日あたりのごみ排出量563g」を達成するためには、食品ロス削減等の社会的課題へ積極的に取り組む必要があります。

令和元年度に実施したごみの排出原単位調査結果では、生ごみは可燃ごみの約36%を占めており、そのうち約21%が食品ロスと推計をしています。このことから、年間約2,311トン、1日あたり約6.3トンの食品ロスが発生していると試算しています。さらなるごみの減量化の視点からも食品ロスの削減が重要な課題となっています。

7 3Rとは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのRの総称。

リデュース（発生抑制）：廃棄物の発生自体を抑えること。

リユース（再使用）：いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。

リサイクル（再生利用）：いったん使用された製品、部品、容器等を資源に戻して再び使用すること。

8 「1人1日あたりのごみ排出量」は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込ごみ」の合計を人口と365日で除した数値。

9 「1人1日あたりのごみ総排出量」は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込ごみ」の合計に「資源」と「集団回収」を加えた量を人口と365日で除した数値。

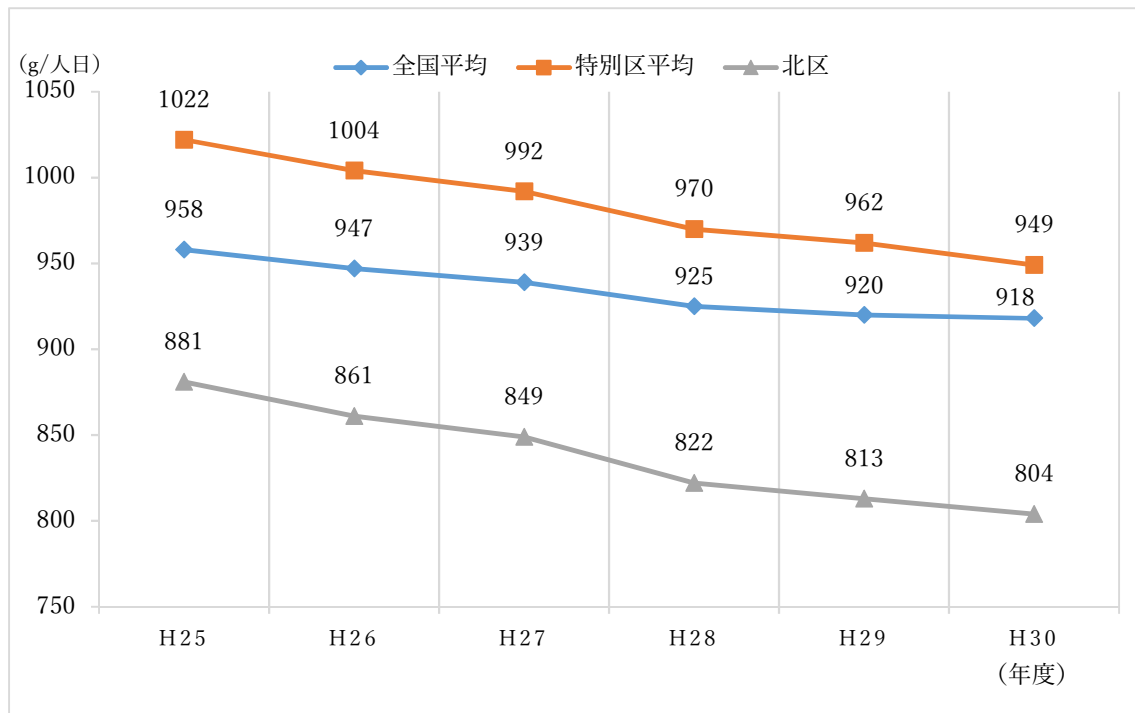


図3 1人1日あたりのごみ総排出量の推移（「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」、環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成30年度）について」をもとに作成）

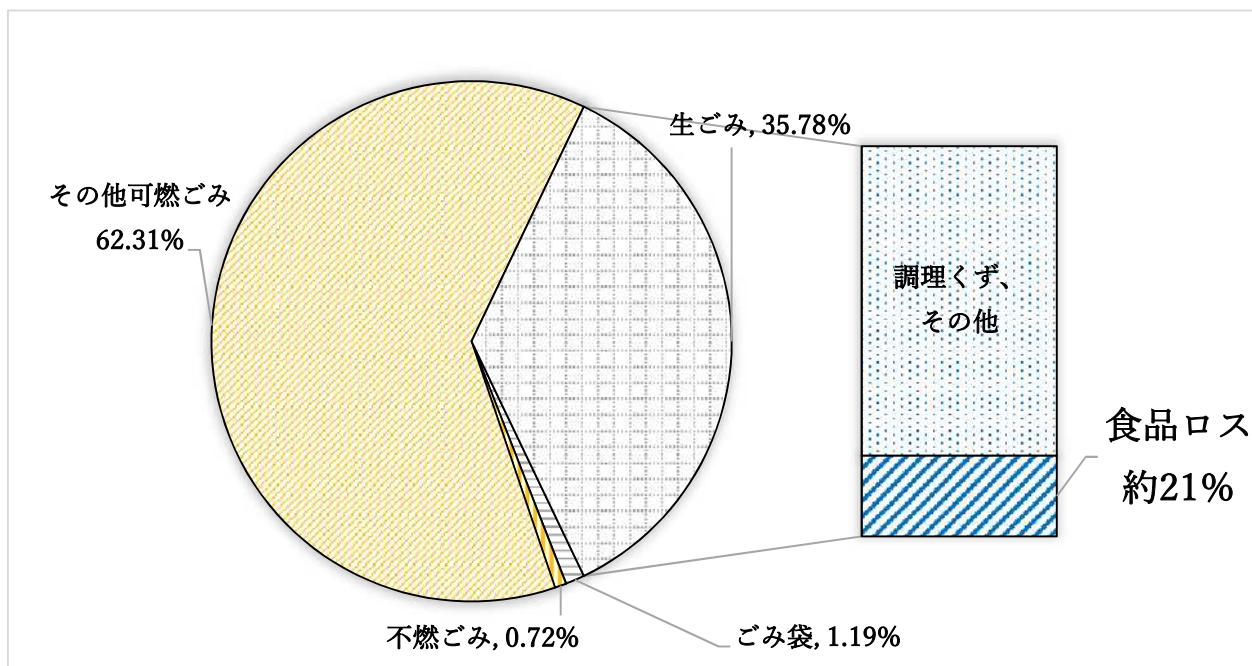


図4 可燃ごみにおける食品ロスの割合（令和元年度北区家庭ごみ排出実態調査結果をもとに作成）

3 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が経済活動や働き方、暮らし方等社会全般に及ぶ中、その影響は食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減の取り組みにおいて、コロナ禍に伴う状況の変化を的確に捉え、対応していくことが必要となります。

外出自粛やテレワークにより自宅で過ごす時間が長くなったことで、自宅で料理をしたり食事をしたりする機会が増加し、家庭における食品ロス削減の取り組みがますます重要になってきています。家庭での食品ロス削減行動の定着に向け、これまでの集客型のイベントによる普及啓発のみでなく、SNS、オンライン等の有効活用による普及啓発が重要になってきています。

また、経済情勢の悪化に伴い生活困窮者が増加する中で、フードバンク活動¹⁰への期待は更に高まっており、子ども食堂等へ地域の食品関連事業者等と連携して食材を提供する取り組み等、食を通じた様々な助け合いの取り組みを醸成させていくことも大切です。福祉や教育といった環境以外の分野の視点も持ちながら、各主体が自主的かつ連携した取り組みを加速していく必要があります。

4 北区の主な取り組み

食品ロス削減の普及啓発のため、区では以下のような取り組みを行っています。

(1) 東京家政大学との連携事業

区が包括協定を締結している東京家政大学との連携において、食材の捨ててしまいがちな可食部を有効活用する調理方法「リデュースクッキング」を提案しています。レシピの作成及び調理実習会の開催を行っています。

①リデュースクッキングレシピの作成について

平成25(2013)年度より、東京家政大学に野菜の葉・皮・茎等、普段の調理には使用しない部分も活用できるレシピの考案を依頼し、完成したレシピをもとに食品ロス削減啓発を図っています。作成したレシピは、チラシや冊子にして各種イベント会場で配布しています。世界の料理をテーマにしたものや日本各地の郷土料理をテーマにしたもの等、様々なテーマで作成し、これまでのレシピの総数は170以上です。

10 フードバンク活動とは、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動のこと。(消費者庁「令和2年度版消費者白書」より)



これまで作成したリデュースクッキングレシピ冊子の一部

②リデュースクッキング調理実習会の開催について

リデュースクッキングレシピを用いて、東京家政大学の専門講師による調理実習会を開催しています。令和元（2019）年度の調理実習会は、区内在住・在学の小学生と保護者を対象として行いました。講師による食品ロス削減の重要性についての講義後、リデュースクッキングを実践することを通して、普及啓発を行っています。



調理実習会の様子（令和元年8月9日）

（2）ホームページやSNS等を活用した普及啓発

区ホームページで「賞味期限」、「消費期限」の正しい知識や、家庭でできる食品ロス削減の工夫について情報発信をしています。「食品ロス削減月間」である10月には北区ニュースやFacebook、Twitterに食品ロス削減に関する記事の掲載をしています。

また、区ホームページに東京家政大学と共同で作成したリデュースクッキングレシピを掲載し、食品ロス削減のための調理方法を紹介しています。

（3）イベントでの普及啓発

区民まつりや消費生活フェア、環境展でブースを出展し、食品ロスに関するクイズの実施や、リデュースクッキングレシピのチラシ等の配布を行い、食品ロス削減について普及啓発を行っています。環境展では、主に小学生への啓発を中心に行い、子どもへの普及啓発の推進をしています。



第 15 回北区環境展の様子（令和 2 年 10 月 17 日）

（4）全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）とは、地方公共団体により広く全国で食べきり運動等を推進し、3R を推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。平成 28（2016）年 10 月 10 日に設立し、現在、420 以上の自治体が参加しています。区は平成 28（2016）年 12 月に同協議会へ参加し、30・10 運動¹¹の推奨等「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンへの参加や自治体間で食品ロス削減の施策内容とノウハウを共有する「施策バンク」を活用しています。区では、施策バンクにおいて、リデュースクッキング事業を紹介しています。

また、協議会を通して、東京家政大学との連携事業で作成したリデュースクッキングレシピをクックパッド「消費者庁のキッチン」に掲載し、食材を有効活用する調理方法を紹介しています。

11 30・10 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、〈乾杯後 30 分間〉は席を立たずに料理を楽しみましょう、〈お開き 10 分前〉になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。（環境省 HP より）

第3章 計画の目指す姿と削減目標

1 計画の理念

「区民とともに」の基本理念のもと、区民一人ひとりがゆとりと豊かさと夢を感じられる北区とするため、誰もが「他人事」ではなく「我が事」として食品ロスの問題に関心を持ち、将来世代に継承できる持続可能な循環型社会の形成を目指し、区民、事業者、関係団体、行政等が連携、協力し、実効性のある食品ロス削減の取り組みを推進します。

2 食品ロスの削減目標

SDGsの「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」のターゲットの1つに、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させること」が盛り込まれました。これを踏まえ、国では、2018（平成30）年6月19日に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、家庭から発生する食品ロスを「2030年度までに2000年度比で半減する」という目標が設定され、東京都では、2019（令和元）年12月策定の「ゼロエミッション東京戦略」において、2030（令和12）年度の主要目標として、「2000（平成12）年度と比較した食品ロス発生量半減」を設定しています。東京都の2000（平成12）年度の食品ロスの発生量の推計値である約76万トンから、2030（令和12）年には約38万トンを目指すこととなります。2017（平成29）年度の東京都の食品ロス発生量の推計値は約51万トンであり、2030（令和12）年までの13年間で約13万トン（約25%、1年あたり約2%）を削減することとなります。

北区では、令和元年度実施の家庭ごみ排出実態調査から、1人1日あたりの食品ロス発生量を17.9gと推計しています。1年あたり2%を削減し、令和8年度には、令和元年度比14%減の15.4gとすることを目指します（※）。

令和元年度 区民1人1日あたりの食品ロス量 17.9g

↓ 2.5g減（14%減）

令和8年度 区民1人1日あたりの食品ロス量 15.4g

※北区では2000（平成12）年度における食品ロス発生量について調査実績がないことから、1年あたり2%の食品ロス発生量削減という東京都の目標に基づき、数値を設定しています。

第4章 推進施策

1 求められる役割と行動

食品ロス削減のためには、区民一人ひとりがこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。

こうした理解と行動の環が広がるように、区民、事業者、行政等の多様な主体が、それぞれの役割と行動を実践するとともに、各主体が連携し「区民運動」としてさらに能動的かつ協調して取り組むため、以下の基本的施策を推進します。

2 基本的施策

法第3章の基本的施策及び基本的な方針、東京都食品ロス削減推進計画並びに区の特長や現状、コロナ禍の影響による新しい生活様式への転換を踏まえ、以下の取り組み、施策を推進するとともに、新たな取り組みを検討・実施していきます。

(1) 教育及び学習の振興、普及活動（法第14条関係）

消費者に対して、食品ロス削減の重要性についての理解を深め、暮らしの中で食品ロス削減の意識を促すための以下の普及啓発を各種イベント等において行います。普及啓発には、東京家政大学との連携事業で作成したリデュースクッキングレシピ、『北区の家庭ごみ・資源の分け方出し方』、子ども向け環境啓発の冊子及びチラシ等の活用、また、北区ニュース、区ホームページ、区公式 SNS 等による情報発信を活用して行います。

加えて、国等が自治体向けに作成した食品ロス削減啓発資材（ポスター、チラシ等）を区内各施設やイベントで、積極的に活用します。

コロナ禍における外出自粛やテレワークの増加により、自宅で料理や食事をする機会が増加していること等を考慮し、日々変化する感染状況を適切に捉え、感染予防策を講じた上での適切な普及啓発を実施します。

①効果的な普及啓発の実施

- (ア) 家庭での食品ロス削減の意識向上を図るため、東京家政大学との連携事業で作成した食品ロス削減レシピ「リデュースクッキングレシピ」について、同レシピを使用した調理実習会を開催し、「おいしい食べきり」について、普及啓発を行います。調理実習会の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な対策を講じた上で、感染状況を考慮しつつ実施を検討します。
- (イ) 「家庭にある食材を優先的に使うこと」、「買い物が必要な場合は、買い物に行く前に、家にある食材を確認して行くこと」、「買い物に行ったら、『使いきれ的分だけ買う』こと」について普及啓発を行います。

- (ウ)「食材は、表示に従って、状態よく保存すると長持ちすること」、「正しく保存し、残さず使い切ること」について普及啓発を行います。
- (エ) 食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより食品の備蓄ができる「ローリングストック」による食品ロス削減の普及啓発をします。
- (オ)「賞味期限」は、美味しく食べられる期限であり、「消費期限」は安心して食べられる期限であるという2つの違いを重点的に普及啓発し、期限表示の正しい理解を促進するための普及啓発を行います。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上での外食時、宴会時の30・10運動を推進していきます。
- (キ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも配慮しつつ、宴会シーズンや季節商品の予約時期等、季節ごとの消費の機会を捉えて、普及啓発を一層推進します。また、法において位置付けられている10月の「食品ロス削減月間」、また、同月30日の「食品ロス削減の日」においては、機会を捉えた普及啓発をより一層推進します。

②消費者教育等を通じた取り組みの推進

人や地域、社会、環境に配慮したものやサービスを選択するエシカル消費の普及啓発に関連して、食品ロス削減の観点からも普及啓発を行います。消費者庁の「エシカル特設サイト」への掲載や消費生活情報を配信するメールマガジンにおける情報発信、また、消費生活フェア、消費者講座等において、機会を捉えて普及啓発を行います。

③食育に関する取り組みとの連携

食育関連イベントや関連部署の窓口等において、食品ロス削減に関する普及啓発物の掲示や配布を行います。また、食育講座等で、食品ロス削減に関する普及啓発を行います。

④学校教育等を通じた取り組みの推進

- (ア) 区立小・中学校の栄養職員等を対象にした食育リーダー・学校栄養士研修（年1回）等を通して、学校における食品ロス削減に関する取り組みの実施について普及啓発をします。
- (イ) 区立小・中学校は教育課程および食育全体計画の作成に際し、食品ロス削減に関する内容を位置付け、各教科・領域等で食品ロス削減に関する指導を実施します。また、特別活動（学級活動：食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成）において、給食の時間を中心に望ましい食習慣の形成を図ります。
- (ウ) 区立小・中学校が発行する給食だより等で、児童・生徒・保護者向けに、食品ロス削減に関する情報発信をします。

- (エ) 各学校における給食調理の野菜下処理時に、可食部について可能な限り使用することを栄養士から調理員へ指導します。
- (オ) 各学校内の給食委員会等を活用し、児童・生徒が考える食品ロス削減につながる取り組みを協議します。
- (カ) 北区清掃事務所において行う、ごみの減量や分別、資源化の必要性について説明する、小学校・保育園における環境学習時に、食品ロス削減の重要性について普及啓発を行います。

(2) 食品関連事業者等の取り組みに対する支援（法第 15 条関係）

①飲食店における 30・10 運動の推進について、北区ニュース等の区広報媒体の他、北区商店街連合会発行の機関紙や北区食品衛生協会による食品事業者を対象とする講習会等を活用し、区民や区内の飲食店等に普及啓発を行います。また、小売店に対し売れ残りの廃棄や返品等を削減するため、季節商品については予約販売を特に推奨する等、需要に見合った販売方法について働きかけます。

②HACCP¹²（ハサップ）の導入等による、期限の管理の見える化や製造、調理の過程で発生する規格外品等による食品ロスの未然防止・削減の効果が期待されることから、HACCP に沿った衛生管理手法について普及・指導をします。

(3) 表彰、実態調査等の実施・推進について（法第 16 条、法第 17 条関係）

①国が実施している「食品ロス削減推進大賞」等の表彰制度について、区ホームページ等で周知します。

②可燃ごみの組成割合についての調査等、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資する調査・研究を推進します。

(4) 先進的な取り組みの情報収集及び提供（法第 18 条関係）

国や東京都及び「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等から全国の先進的な取り組みや優良事例を収集します。情報提供は、区ホームページ等で周知します。

12 HACCP とは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。（厚生労働省 HP より）

(5) 未利用食品等を提供するための活動の支援（法第 19 条関係）

①未利用食品等の有効活用

区内のリサイクル拠点である「エコ広場館」を活用し、フードドライブ¹³等を行うことによる未利用食品の有効活用のための体制を構築します。フードドライブ等で集められた未利用食品については、北区社会福祉協議会と連携して、区内の子ども食堂やフードパントリー¹⁴において活用します。体制の構築にあたっては、大手フードバンク団体等、民間団体との連携も検討します。

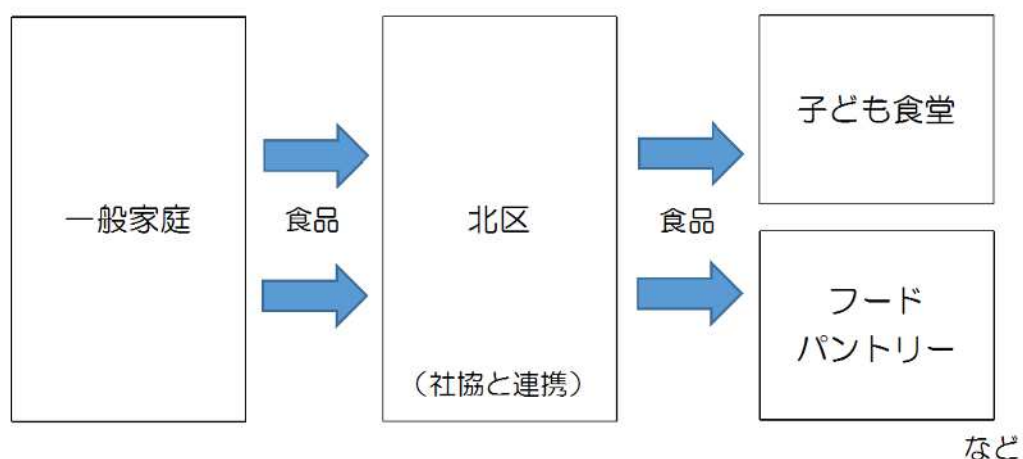


図5 北区におけるフードドライブの流れ

②災害備蓄食料の有効活用

町会・自治会、学校の防災訓練での利用や、フードバンク団体、北区社会福祉協議会等を通じて子ども食堂、フードパントリー等への提供による有効活用を促進します。また、東京都が開発した未利用食品マッチングシステム（各区市町村が保有する賞味期限が迫った未利用の防災備蓄食品とフードバンクをマッチングするシステム）の活用を促進します。

13 フードドライブとは、学校や職場、グループ等、様々な機関・団体が拠点となり、一般家庭にある未利用食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉施設等に寄付する活動のこと。（消費者庁「令和2年度版消費者白書」より）

14 フードパントリーとは、経済的な事情等により支援を必要としている人々に、直接食料を提供する場のこと。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制及び進行管理

食品ロスの削減は、区民、事業者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携、協力し取り組みを推進することで成し遂げられるものです。本計画を総合的かつ円滑に推進するため、区民、事業者、行政等の代表者で構成される「北区資源循環推進審議会」において、評価・検証をしながら取り組みを推進していきます。

取り組みの推進にあたっては、区のリサイクル担当部署が中心になり、産業振興、福祉、保健、学校等の各部署及び関係団体等と情報を共有し、連携、協力をします。

食品ロス削減に関する施策の実施状況については、継続的に点検、進捗確認を行い、定期的に取り組みの成果を検証し、必要に応じて施策の見直しを行います。

参考資料

1 策定経過

項目	日付	内容
第1回検討会	令和2年 10月12日	(1) 東京都北区食品ロス削減推進計画策定検討会設置要綱について (2) 食品ロス削減推進計画の策定について (3) 今後の進め方について
第1回ワーキンググループ	10月22日	(1) 食品ロス削減推進計画の策定について (2) 今後の進め方について
第2回ワーキンググループ	12月15日	(1) 事前調査結果及び関係団体とのヒアリングについて (2) 食品ロス削減推進計画（素案）について
第3回ワーキンググループ	令和3年 1月13日	(1) 北区食品ロス削減推進計画（案）について (2) その他
第2回検討会	2月5日	(1) 第2回検討会までの経過について (2) 北区食品ロス削減推進計画（案）について
パブリックコメント	7月1日 ～30日	
策定	10月	

2 東京都北区食品ロス削減推進計画策定検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条の規定に基づく東京都北区食品ロス削減推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関し、専門的及び総合的立場から必要な事項を検討するため、東京都北区食品ロス削減推進計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画策定に関すること。
- (2) 食品ロスの削減のための推進施策に関すること。
- (3) その他推進計画の策定に関連して検討が必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 第1条に掲げる目標を達成するために必要な資料を整理し、関係各課の連携・調整等を行うために担当者ワーキンググループを設置し、その構成員は別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から推進計画策定の日までとする。

(検討会の会長及び副会長)

第5条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、生活環境部リサイクル清掃課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、あらかじめ会長が指名した委員をもって充てる。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて委員を招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(担当者ワーキンググループの座長)

第7条 担当者ワーキンググループに座長を置き、あらかじめ会長が指名した構成員をもって充てる。

(庶務)

第8条 検討会及び担当者ワーキンググループの事務局は、生活環境部リサイクル清掃課が行う。

(その他)

第9条 検討会及び担当者ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、生活環境部長が定める。

付 則 この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名
生活環境部リサイクル清掃課長
地域振興部産業振興課長
北区清掃事務所長
健康福祉部健康推進課長
北区保健所生活衛生課長
教育委員会事務局教育振興部学校支援課長
教育委員会事務局教育振興部教育指導課長
教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課長
北区社会福祉協議会事務局長

別表第2（第3条関係）

職名
生活環境部リサイクル清掃課の係長級職員及び担当者
地域振興部産業振興課の係長級職員及び担当者
北区清掃事務所の係長級職員及び担当者
健康福祉部健康推進課の係長級職員及び担当者
北区保健所生活衛生課の係長級職員及び担当者
教育委員会事務局教育振興部学校支援課の係長級職員及び担当者
教育委員会事務局教育振興部教育指導課の係長級職員及び担当者
教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課の係長級職員及び担当者
北区社会福祉協議会の係長級職員及び担当者

3 関係法令等（抜粋）

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）（抜粋）

（食品ロス削減月間）

第九条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（基本方針）

第十一条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
- 三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県食品ロス削減推進計画）

第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

第十三条 市町村は、基本方針(都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画)を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。)及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体(次項において「食品関連事業者等」という。)の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第十六条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第十七条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十八条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（抜粋）

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

(略)

3 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

Ⅱ 食品ロスの削減の推進に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。